入 札 説 明 書

本件は、別途契約予定の関連業務に係る契約が締結された場合についてのみ有効である。当該契約が締結されない場合には、落札予定者と本件契約を締結しないことがある。

この入札説明書は、令和８年 11 月９日付けで公告した R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び規則並びに R9-12 民族共生象徴空間管理運営業務実施要項　一般競争入札（総合評価落札方式）（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 担当部局等

契約に関する事務及び実施要項に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

(1) 所 在 地　〒059-0902　北海道白老郡白老町若草町２丁目３番２号

(2) 名　　称　公益財団法人アイヌ民族文化財団　民族共生象徴空間運営本部　管理課

(3) 電話番号　0144-84-7370

２　業務内容等

(1) 業務名称　Ｒ９－12　民族共生象徴空間管理運営業務

(2) 業務内容　実施要項による。

(3) 仕様書等　実施要項のとおり。

(4) 契約期間　令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日

(5) 履行場所　北海道白老郡白老町　民族共生象徴空間

(6) 入札方法

本業務の入札は総合評価落札方式をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（企画書（提出様式２））、入札参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類（申請書（提出様式１））を提出すること。

３ 入札参加者の資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 国土交通省大臣官房会計課長、文化庁次長（支出負担行為担当官）、北海道開発局長、北海道知事から指名の停止を受けている期間中でないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国の行政機関が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

(7) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、②については会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(8) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。

(9) 企業の業務実績に関する要件

実施要項 1.2 に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項 3.2 に示す「表７　企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。

(10)　配置予定者の業務実績に関する要件

実施要項 1.2 に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項 3.3 に示す「表８　配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。

(11)　共同体での入札について

本業務は、単体企業又は上記３の資格要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は本業務全体のマネジメント及び利用サービス業務、建物・設備維持管理業務、植物管理業務を包括的に管理すること。

ア　入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。

① 本業務全体のマネジメント

② 利用サービス業務

③ 建物・設備維持管理業務

④ 植物管理業務

共同体の構成員のうち一企業が上記に掲げる複数の業務を兼ねて実施することを妨げない。また、業務対象の範囲を明確にしたうえで共同体の構成員の間で分

担することも妨げない。

イ　入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記ア①本業務全体のマネジメントを担当する企業とする。

ウ　入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社に変わる構成員を補充した上で新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

エ　参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

4　申請書類、企画書の提出場所等

(1)申請書類の受付期限及び提出場所並びに方法

ア　受付期限：令和８年 11 月 24 日　午後５時 00 分

イ　提出場所：上記１(1)に同じ

ウ　提出方法：持参又は郵送

(2)企画書の受付期限及び提出場所並びに方法

ア　受付期限：令和８年 12 月９日　午後５時 00 分

イ　提出場所：上記１(1)に同じ

ウ　提出方法：持参又は郵送

5　ヒアリング

(1)企画提案に対するヒアリング

提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

ア　実施予定日：令和８年 12 月 17 日

イ　実施時間：別途通知する

ウ　出席者：配置予定統括責任者の出席を必須とし、出席者数は３名までとする。

エ　実施場所：上記１(1)に同じ。

6　資料閲覧および現地見学

資料の作成にあたり、以下により資料閲覧及び現地見学することができる。

(1)資料閲覧

ア　閲覧場所：白老郡白老町若草町２丁目３番２号
公益財団法人アイヌ民族文化財団
民族共生象徴空間運営本部

イ　閲覧日時：令和８年 11 月９日から令和８年 11 月 24 日までの毎日午前９時から午後５時までとする。

ウ　閲覧方法：閲覧については予約制とし事前に電話で申し込みを行うこととする。

エ　申込み先：公益財団法人アイヌ民族文化財団
民族共生象徴空間運営本部　管理課
TEL　0144-84-7370

(2) 現地見学

ア　見学日時：令和８年 11 月９日から令和８年 11 月 24 日までの毎日午前９時から午後５時までとする。

イ　見学方法：見学については予約制とし事前に電話で申し込みを行うこととする。

ウ　申込み先：公益財団法人アイヌ民族文化財団
民族共生象徴空間運営本部　管理課
TEL　0144-84-7370

7　落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(5)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 入札価格は、企画書の業務費内訳表（提出様式２-３）に記載した４か年合計金額とする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に準じて設定した調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条に準じて行うものとする。

(4) 上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法
評価値の算出方法は以下のとおりとする。
提出された企画書を審査し得られた技術評価点と価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。
（評価値）＝（価格評価点）＋（技術評価点）

イ　価格評価点の算出方法
価格点の評価方法は以下のとおりとする。
（価格評価点）＝（価格点）×（１－（入札価格）／（予定価格））
なお、価格点は 100 点とする。

ウ　技術評価点の算出方法
企画書の内容に応じ、実施要項 表９の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。
なお、技術評価点の最高点数は 100 点とする。

（技術評価点）＝100×（技術点）／（技術点の満点）

なお、本業務における技術点の満点は 70 点とする。

エ　提案項目審査の評価方法

提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として実施要項 表 10 の３段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入場料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

オ　落札者（落札予定者を含む）を決定したときは、落札者及び落札されなかった入札者に書面により通知する。

(6) 落札予定者の決定

落札予定者の決定は、令和８年12月17日を予定する。

なお、落札決定及び契約締結は、令和９年４月１日に行う予定であるので、契約予定者は所要の準備を進めること。

８　入札説明書及び実施要項等に関する質問

(1) 入札説明書及び実施要項に関し、質問がある場合には令和８年 11 月 19 日までに契約担当部局に書面（様式３）により持参又は郵送にて提出すること。

(2) 質問に対する回答は、質問者あてに通知するとともに、その回答は公益財団法人アイヌ民族文化財団ホームページにて公開する。

９　入札参加資格確認の結果

確認を行ったときは、確認結果を申請者に令和８年 11 月 29 日付けで通知する。

10　その他

(1)契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金　免除

(3)契約保証金　免除

(4)入札者に要求される事項

この競争を希望する者は、申請書類等を上記４(1)アの受付期限までに４(1)イに示す場所に提出しなければいけない。

(5)申請書類、企画書

ア　申請書類、企画書は実施要項により作成する。

イ　申請書類、企画書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された書類を競争参加資格の確認、企画書の評価の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

エ　一旦受領した書類は返却しない。

オ　入札者が虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。なお、落札後提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、落札決定の取り消しを行うとともに予決令第 71 条に該当する者として取り扱う場合がある。

(6)契約書の作成

ア　契約の相手方を決定したときは遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約にあたって使用する契約書は、別冊「契約書（案)」によるものとする。

(7)仕様書に関する照会先　４(1)イに同じ。

⑻暴力団員等における不当介入を受けた場合の措置について

ア　本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

イ　アにより警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により委託者に報告すること。

ウ　本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

⑼落札決定及び契約締結は、令和９年４月１日を予定しているが、別途契約予定の関連業務の契約締結が令和９年４月２日以降となった場合は、当該契約の締結日に落札決定及び契約締結を行う。